

大分県報

令和元年
第三二二号
八月二十三日

（金曜日）

目次

告示

青少年に有害な興行の指定……………一
都市計画事業の認可……………一
警察本部訓令
警察官の服制に関する規程の一部改正……………一
公 告
開発行為の完了……………七

○告示

大分県告示第四百十三号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和元年八月二十三日

大分県知事

広瀬

勝貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令元・ 八・五	映画	煩惱チン貸住宅 淫らな我が家	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	団地妻を縛る	新東宝映画	〃
〃	〃	変態家族 碧い海に抱かれて	オーピー映画	〃
〃	〃	おっとり姉さん 恥骨で誘う	オーピー映画	〃

令和元年八月二十三日

大分県告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和元年八月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 施行者の名称
大分市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大分都市計画公園事業
五・四・十一号 下郡地区公園
- 三 事業施行期間
令和元年八月二十三日から
令和四年三月三十一日まで
- 四 事業地
1 取用の部分
大分市下郡南四丁目百三十二番
2 使用の部分
なし

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第8号

警察官の服制に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月23日

大分県警察本部長 石川泰三

第13条第1号中「会計課」の次に「警務課、教養課」を、「生活安全企画課」の次に「地域課」を、「警察官」の次に「（警務課長が別に定めるものを除く。）」を加える。

大分県報（告示・警察本部訓令）

別表第2の7を次のように改める。

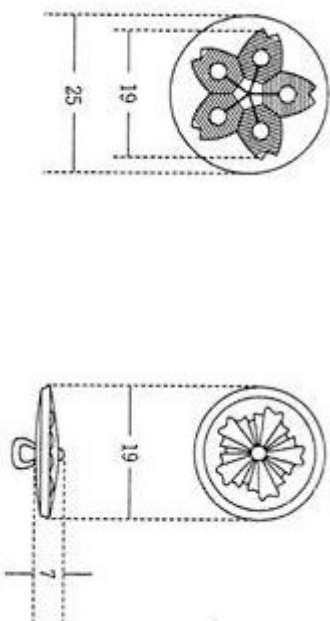
7 公式の儀式等に出席する警察官の服制

7 公式の儀式等に出席する警察官の服制	冬制服	上	衣	制式	襟及び 襟章	黒色とする。
					肩	毛織物、人造繊維織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
						折り襟式、剣襟とする。両襟の上襟に金色モール製の桜花模様様の襟章各1個を付ける。
					前面	両肩に礼肩章の留め金通し各3個を、右肩に飾緒留めの黒色ボタン1個を付ける。
						日章を付けた金色の金属製ボタン4個を一行に付け、下前を持出し式とし、下胴回りを絞る。ポケットは左右の胸部及び腰部に各1個とし、胸部のポケットにはひだ2条を設ける。ポケットには蓋を付け、日章を付けた金色の金属製ボタン各1個で留める。
					後面	センターベツツとする。
					袖及び 袖章	長袖とし、両袖の下端に近い部位にしま織金線及び階級に応じて1条ないし3条の黒色のしま織線を付ける。
					色	形状は、別図1のとおり。
					地	上衣と同様とする。
					質	上衣と同様とする。
式	長ズボンとし、両脇の縫い目に沿って黒色しま織の側線を付ける。両側及び左右後方にポケット各1個を付け、左後方のポケットに黒色のボタン1個を付ける。裾口はシンズルとする。形状は、別図2のとおり。					
スカート	色	上衣と同様とする。				
	地	上衣と同様とする。				
	質	上衣と同様とする。				
礼服	色	タイトスカートとし、ウエストベルトを付け、後ろ開きフラスナー仕立てとする。後面の裾にスリットを入れる。形状は、別図3のとおり。				
		地	灰み青色とする。			
		質	毛織物、麻織物、人造繊維織物、合成繊維織物又はこれ			
7 公式の儀式等に出席する警察官の服制	夏制服	上	衣	制式	襟及び 襟章	らの混紡織物若しくは交織織物とする。
					肩	冬礼服上衣と同様とする。ただし、飾緒留めのボタンは灰み青色とする。
						冬礼服上衣と同様とする。ただし、ボタンは日章を付けたいぼし銀色の金属製とする。
					前面	冬礼服上衣と同様とする。
						長袖とし、両袖の下端に近い部位にしま織銀線及び階級に応じて1条ないし3条の灰み青色のしま織線を付ける。
					後面	形状は、別図1のとおり。
					色	上衣と同様とする。
					地	上衣と同様とする。
					質	冬礼服ズボンと同様とする。ただし、側線及び左後方ポケットのボタンは、灰み青色とする。
					式	上衣と同様とする。
色	冬礼服スカートと同様とする。					
スカート	色	黒色とする。				
	地	冬礼服上衣と同様とする。				
	質	冬礼服上衣と同様とする。				
冬礼帽 (男性)	制式	円形とし、前ひさし及び顎ひもは黒色とする。顎ひもは、腰の両側において金色の金属製日章各1個で留める。まちの両側に各2個のはとめを付ける。前ひさしの表面に黒色の布製台地を張り、その前縁に沿って金色モール製の桜花桜葉模様を付ける。形状は、別図4のとおり。				
		記章	金色の金属製日章をモール製金色桜で囲む。台地は、黒色の織物とする。形状は、別図5のとおり。			
		帯章	腰に黒色のななこべりを巻き、警部以上の階級の場合には蛇腹組金線及び蛇腹組黒色線を、警部補の階級の場合			

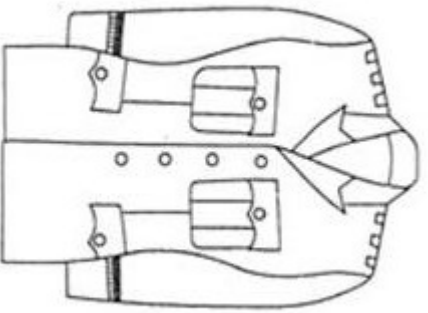
		には蛇腹組黒色線を巻く。形状は、別図6のとおり。
	色	灰み青色とする。
	地質	夏礼服上衣と同様とする。
礼帽	制式	冬礼帽 (男性) と同様とする。ただし、顎ひも留めの金属製日章及び前ひさしの桜花桜葉模様は銀色とする。
	記章	冬礼帽 (男性) と同様とする。
	帯章	腰に灰み青色のあやたけペリを巻き、警部以上の階級の場合には蛇腹組銀線及び蛇腹組灰み青色線を、警部補の階級の場合には蛇腹組灰み青色線を巻く。形状は、別図6のとおり。
	色	黒色とする。
	地質	冬礼服上衣と同様とする。
冬礼帽 (女性)	制式	ハイバツク型で丸帽子とする。形状は、別図7のとおり。
	記章	冬礼帽 (男性) と同様とする。
	帯章	冬礼帽 (男性) と同様とする。
	色	灰み青色とする。
	地質	夏礼服上衣と同様とする。
夏礼帽 (女性)	制式	冬礼帽 (女性) と同様とする。
	記章	冬礼帽 (男性) と同様とする。
	帯章	夏礼帽 (男性) と同様とする。
	色	白色無地のものとする。
ワイシャツ		白色無地のものとする。
ネクタイ	冬礼服用	シルバークレーの無地のものとする。
	夏礼服用	薄紺色の無地のものとする。
靴		黒色の短靴とする。
	袋	白色無地のものとする。
	冬礼服用	金色の丸打ちひも2条及びこれを3つ編みにしたものの1条を留がわから出し、ひもの先端に日章及び桜花模様を付けた金色の金属製金具各1個を付ける。形状は、別図

飾緒	夏礼服用	冬礼服用のものと同様とする。ただし、丸打ちひもは1条とし、ひも及び金具は銀色とする。形状は、別図9のとおり。
	冬礼服用	階級に応じて、金色の丸打ちひも2本ないし4本を引きそろえ、1列5つ目編みないし6つ目編みとし、警視正以上の階級の場合には1個ないし2個の金色の金属製日章を、警視以下の場合には1個ないし3個の銀色の金属製日章を付け、その上部に日章を付けた金色の金属製丸ボタン1個を付ける。形状は、別図10のとおり。
礼肩章	夏礼服用	冬礼服用のものと同様とする。ただし、丸うちひも及び警視以下の階級の金属製丸ボタンは銀色とする。
備考	襟章、飾緒及び礼肩章の着装位置については、別図11のとおり。	

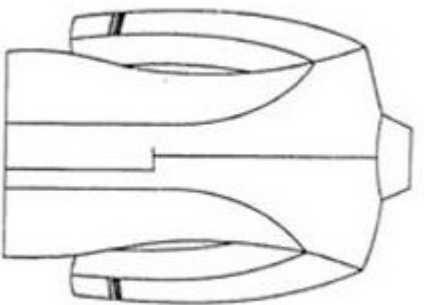
別図1 上衣



前面



後面

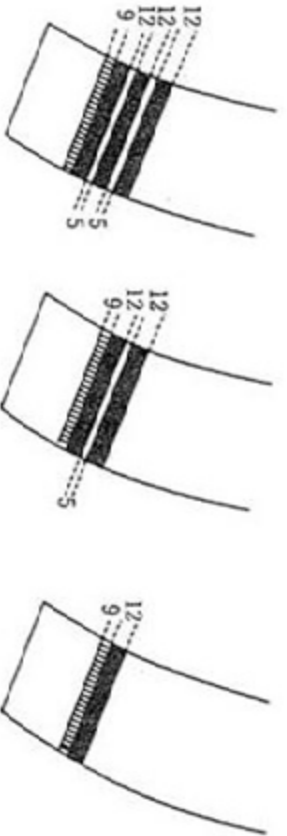


袖章

警視長

警視正
警視

警部
警部
巡查部
長
巡查



(注) 冬制服は金色、夏制服は銀色
冬制服は黒色、夏制服は灰み青色

数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

別図2 スポーツ



別図3 スカート

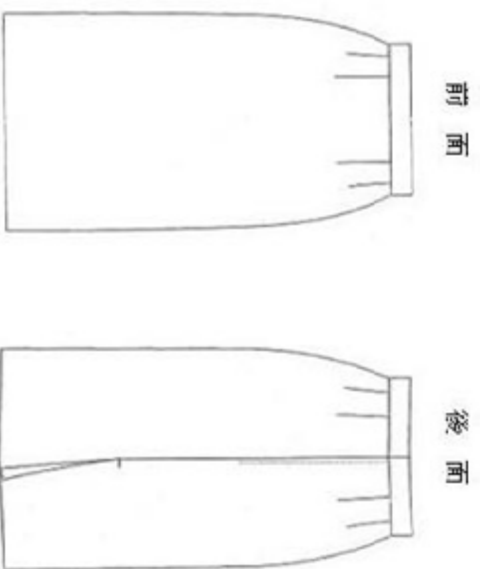
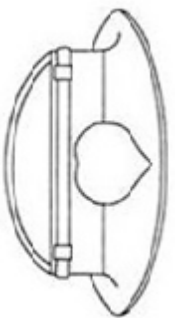
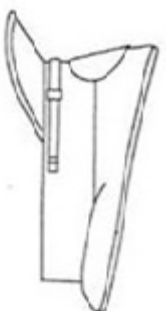


図4 礼帽（男性）



正面



側面

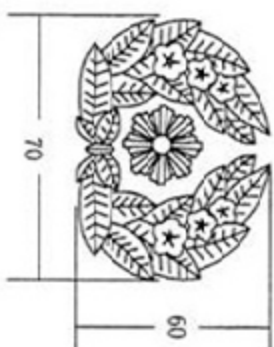
前ひさし

頸ひも留め日章



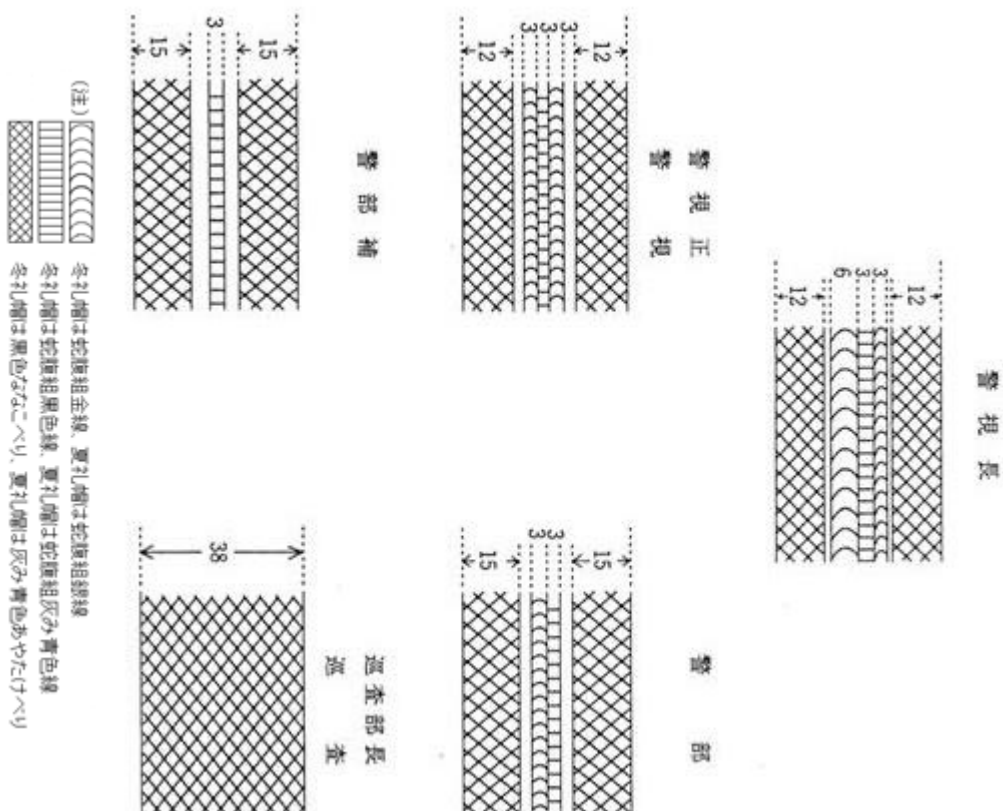
数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

図5 記章



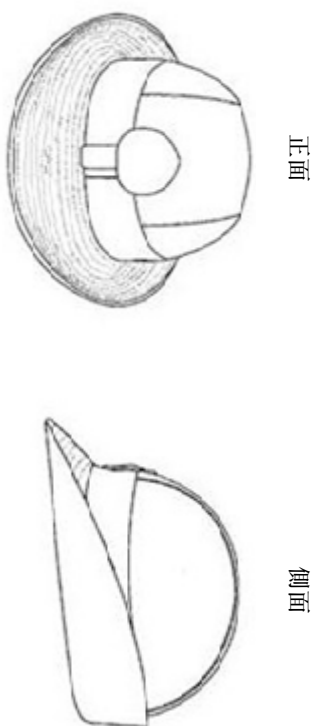
数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

図6 帯章



数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

図7 礼帽（女性）



正面

側面

前ひさし

長
警視
警



別図8 飾緒 冬礼服用



丸打ちひもの直径は、
5ミリメートルとする。

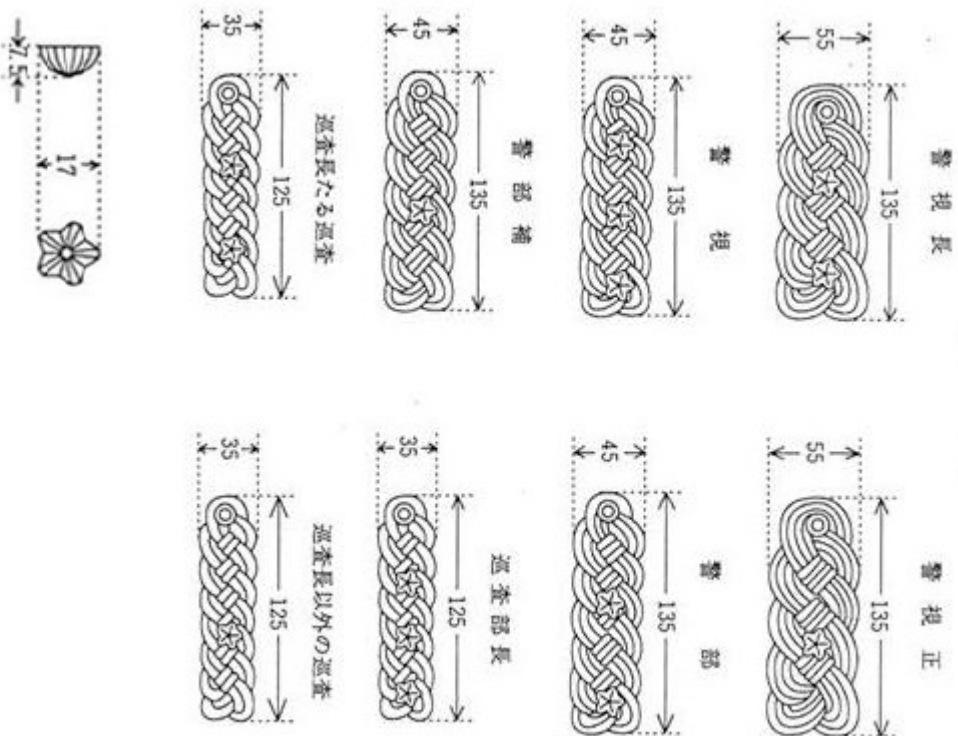


別図9 飾緒 夏礼服用



丸打ちひもの直径は、
5ミリメートルとする。

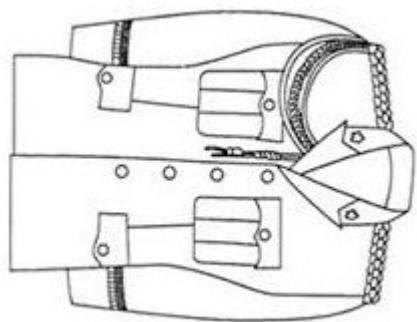
別図10 礼肩章



丸打ちひもの直径は、警視長から
警部補までは4ミリメートル、巡
査部長及び巡査は4.5ミリメートル
とする。

数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

別図11 襟章、飾緒及び礼肩章の着装位置



附 則
この訓令は、令和元年8月23日から施行する。

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年八月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
佐伯市大字木立二千九番一ほか十九筆
- 二 開発区域の面積
四万五千百九十四・七八平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
佐伯市中村南町一番一号
佐伯市長 田 中 利 明
- 四 完了検査年月日
令和元年七月十八日

令和元年八月二十三日

大分県報（警察本部訓令・公告）